

平和安全法制への対案②（自衛隊法）

【自衛隊法の改正】

<立法の背景・趣旨>

平和安全法制整備法により、自衛隊法について、防衛出動の要件の見直しのほか、在外邦人等の保護措置、合衆国軍隊等の武器等防護のための武器使用、合衆国軍隊等に対する物品・役務の提供及び国外犯処罰に関する改正が行われた。

→ 合衆国軍隊等の武器等防護のための武器使用を認めないこととする等、所要の改正を行う必要がある。

- ① 在外邦人等の保護措置について、安全確保を明確化する。
- ② 合衆国軍隊等の武器等防護のための武器使用の規定を削除する。
- ③ 物品・役務の提供（ACSA）について、(i) 我が国として輸送、修理・整備、保管をすることが適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）を対象から除外するとともに、(ii) 合衆国軍隊に対する弾薬の提供を認めないこととする。
- ④ 国外犯処罰の対象に、自衛隊の武器の不正使用の罪を追加する。

現 行

改 正 法

